

www.kangxin.com



Amendments of Implementing Regulations of Patent Law of China

www.kangxin.com

Beijing · Shanghai · Changsha · Silicon Valley · Munich

一、専利法実施条例改正説明

- 背景と主な過程

- 2008年8月、〈中華人民共和国専利法改正案〉が初めて全人大*の審議を通過。
- 2007年3月、実施条例に係わる16個の研究課題について、対外公開入札募集を行う。
- 国家知識産権局、学院及び大学、仲介サービス機構の専門家によって21の課題研究グループを設立し、上記16個の課題を研究。
- 2007年10月、21部、合わせて190万字の研究レポートを提出。
- 国家知識産権局条法司は、これらのレポート及び立法建議をまとめ、専門家の検討会を主催、2008年3月に、実施条例改正案の原稿を作成する。
- 上記研究に基づいて、国家知識産権局条法司が、複数回の討論・推敲を重ねて審議会に提出した専利法改正案(草案)を基に、現在の改正案を作成する。

*全人大…全称:全国人民代表大会。法制定機構。

二、改正の主要内容

- ・ 名称について
 - 商標法、著作権法を一貫して、「条例」と改称する。

- ・ 出願書類について
 - 各種の書類及びその提出、受領方式
 - ・ 具体的な内容は避け、統一、簡明な要求のみを提示した。(第3条)
 - ・ 電子出願の提出日と受領日を考慮した。(第5条、第6条)
 - 連絡者
 - ・ 違法代理の防止(第21条)
 - 連絡者は出願を提出した機関・団体の従業員であること
 - 連絡住所は出願人の連絡住所と同一であること
 - 願書
 - ・ 三種類の専利出願の願書に明記すべき事項について、完全且つ明確的に規定された。(第22条)

- 専利出願と審査・批准手続きについて
 - 権利の回復と期限の延長
 - ・ 「不可抗力」の表現は、民法通則に一貫された。当事者に対する救済手段と行政効率の両方を配慮した。(第8条)
 - ・ 権利の回復と期限の延長に関してそれぞれに規定された。(第9条)
 - 機密専利出願の出願と審査
 - ・ 機密専利出願は、発明出願と実用新案出願に係わる。(第10条)
 - ・ 国防機密に係わる専利出願は、国防専利機構に引き渡して審査する。(第10条)
 - ・ その他の国家利益に係わる専利出願について、国家知識産権局が審査する。(第10条)
 - ・ 機密専利の審査手続と法律の適用(第13条、第14条)

- 中国で完成した発明創造を外国へ専利出願する場合
 - ・ 専利法第21条の規定の実施(第12条)
 - 事前に国家知識産権局に対して、外国への専利出願の請求を提出しなければならない。
 - 国家知識産権局に対して、PCT出願を提出した場合、同時に、外国への専利出願の請求を提出したとみなされる。
 - 国家知識産権局は、外国への専利出願の請求を受理した後に、機密専利と係わるものだと認定した場合、出願人に速やかに通知しなければならない。
 - 出願人が出願の受理日より二ヶ月以内に、上記通知を受け取っていない場合、外国への専利出願の請求が同意されたものと見なされる。
 - 出願人は、出願の受領日より二ヶ月以内に上記通知を受け取ったが、受領日の四ヶ月以内に、それに関する決定を受け取っていない場合、その外国への専利出願が同意されたものと見なされる。

- 重複授権の防止
 - ・ 改正後の専利法第9条の法律効力が明確化された。(第18条第1項)
 - ・ 二人以上の出願者は同日に同一の出願を提出した場合の権利の確定(第18条第2項)
 - ・ 出願者と公衆利益の双方を配慮した。(第19条)

- 専利権質権設定の登録
 - ・ 物権法と担保法との統合(第20条)

- 優先権について
 - ・ 電子化出願、外国専利書類との交換を考慮した。(第37条)
 - ・ 優先権内容の漏れ又はミスを補正できる。(第38条)
 - ・ 優先権書面声明の要求を削除した。(第38条)

- ・ 遺伝資源を利用して完成された発明専利に対する特別要求
 - 「遺伝資源」と「遺伝資源を利用して完成された発明創造」の定義を規定した。また、出願書類において、遺伝資源の由来を記載すべきであるという具体的要求を規定した。(第32条, 第122条)
 - 専利法第27条6項の規定により、「遺伝資源の由来」を記載しているか否かに関する審査は、方式審査と実体審査の範囲に属している(第49条、第56条)。しかし、「遺伝資源の由来」を記載していないことは、無効宣告の理由とはならない。
 - 専利法第5条第2項の規定により、遺伝資源が、「合法的に取得」したものであるか否かに関する審査は、実体審査の範囲に属している。また、遺伝資源が、合法的に取得したものでないとき、直接、無効宣告の理由となる。

・ 実用新案専利出願と意匠専利出願

- 実用新案専利出願の請求項は10項を超えてはならない。(第25条第5項)
- 意匠の図面と写真について、更に明確な要求を規定した(第33条第1項)。また、その要求に適合しない場合、方式審査の段階で却下される(第49条)。
- 意匠専利出願書類に簡単な説明を記載すべきであると、規定した。(第34条)
- 外国優先権を主張した意匠は、元の出願に概要説明がない場合、中国意匠専利出願時に提出する概要説明は、元の図面或いは写真を超えてはならない(第38条第3項)
- 関連意匠の数は、10項を超えてはならない。(第42条)
- 専利出願方式審査の範囲
 - ・ 実用新案専利出願の場合、明らかに新規性と実用性の規定に不適合か否かについて審査すべきであるという内容を追加した。
 - ・ 意匠専利出願の場合、明らかに従来設計、平面印刷品の標識性設計に属しているか否かについて審査すべきであるという内容を追加した。(第49条第1項(2)、(3))
- 実用新案と意匠の評価レポート
 - ・ 利害関係者の特定(第58条)
 - ・ 専利権評価レポートを作成する手続(第59条)
 - ・ 専利権者に意見陳述の機会を与える。(第60条)
 - ・ ホームページにより、評価レポートを公布し、誰でも評価レポートの副本を請求できる。
 - ・ 評価レポートに関する請求を合わせて処理した場合は、公布後に、再度受理しない。(第61条)

- ・ 無効宣告手続
 - 請求人が提出した証拠により、専利権無効を宣告できる場合、請求人が各種の原因でその請求を取り下げたとしても、専利復審委員会は、当該専利権の無効を宣告できる。(第71条第2項)

- ・ **費用項目と手続**
 - 費用項目を合併して簡略化し、費用徴収手続を合理化して、7項目の費用を削除した。(第106条)
 - 重複支払い、過分支払い或いは誤って支払った費用は、3年以内に払い戻し請求ができる。(第107条第4項)
- ・ **強制許諾制度の改善**
 - 「公開不十分」の意味を明確に規定した。(第80条第1項)
 - 公共健康問題を解決するために、専利権の実施を強制許諾できるという具体的な規定を増加した。
 - 公共健康問題を解決するための「薬品」の定義を明確に規定した。(第80条第2項)
 - ・ 上記薬品を生産する能力がない、或いは能力が不足するとき、中国の公共健康問題を解決するために、専利権の実施を強制許諾する場合の具体的な要求及び手続を規定した。(第81条、第82条、第83条)
 - ・ 上記薬品を生産する能力があるとき、中国の公共健康問題を解決するために、専利権の実施を強制許諾する場合の具体的な要求及び手続を規定した。(第84条、第85条、第86条)

- ・ 職務発明者に対する奨励(第88条)
 - 約定した奨励(発明)及び報酬(専利権譲渡、許可の収益)を与える自主権
 - 奨励及び報酬を支払う方式が多様化になる。
 - 法定の最低基準は中国の全ての機関・団体に適用する。
 - 奨励及び報酬の規定(第90条)
 - 奨励及び専利権の収益を相続できる。(第91条)

・ 専利権の保護

- 地方専利管理機関は、専利権侵害紛争を処理する職権と賠償金額を調停する職権を有する。(第92条)
- 地方専利管理機関は、他人の専利を偽造した行為、非専利製品を専利製品であると虚偽表示した行為を差止める職権、また、専利紛争を調停する職権を有する。(第92条)
- 地方専利管理機関は、国家知識産権局に請求して、重大な権利侵害違法事件を差止め、或いは処理することができる。(第94条)
- 権利侵害紛争において専利無効審判を請求する案件について中断しない規定(第96条)
- 専利権期限満了後に、専利権者が引き続き専利標識を表示する行為に関する規定(第99条)

- ・ 国際出願が国内段階に移行する規定
 - － 国際出願を受理する規定（第99条第1項を削除した）
 - － 専利合作条約保留の例外規定（第114条、第123条）
 - － 国際出願が国内段階に移行する手続
 - ・ 国内段階移行の手続を行う期限について、明確に規定した。（第115条）
 - ・ 国内段階移行に必要な手続を規定した。（第116条）
 - ・ 国内段階に入るときに、補正できるその他の手続を規定した。（第118条）
 - ・ 中国において、異なる状況により、国際出願の効力が終了した場合に、権利回復できるそれぞれの状況を規定した。（第117条）
 - － 国際出願と国内出願との一致性に関する要求
 - ・ 出願者は、国際出願が国内段階に入る日より二ヶ月以内に、優先権主張費を納付しなければならない。（第123条）
 - ・ 実用新案専利を国際出願する場合、国内段階に入る日より二ヶ月以内に自発補正できる。（第125条）
 - ・ 現行細則第113条の規定を削除して、国内出願の規定を適用した。

THANK YOU!

www.kangxin.com

KANGXIN INTELLECTUAL PROPERTY LAW

Beijing · Shanghai · Hunan · U.S. A. · Germany

Floor 16, Tower A, InDo Building, A48 Zhichun Road

Haidian Distrct, Beijing 100098, P. R. China

T: (8610)58731888

F: (8610)58731999



KANGXIN
INTELLECTUAL PROPERTY LAW